

※補助対象となる休業等の期間を、令和3年4月30日まで延長しました！（令和3年3月25日更新）

上田市内の中小企業者の皆様へ

上田市雇用調整助成金『申請支援補助金』

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため

「雇用調整助成金」に係る支援を実施します！

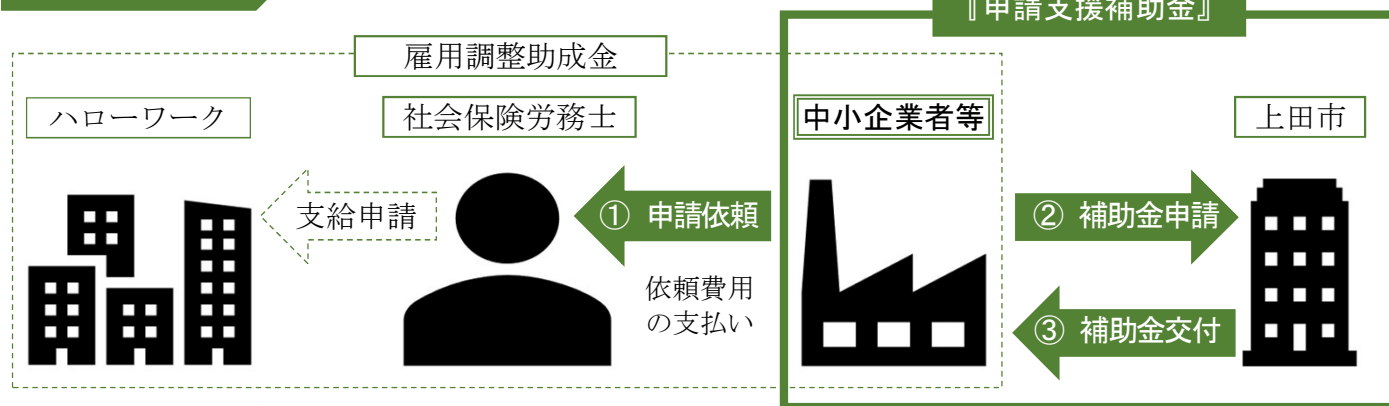
上田市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下において、一時的な休業等により労働者の雇用の維持を図ろうとする、市内の中小企業者に対して支援を実施します。

【概要】社会保険労務士への申請依頼費用を補助します（上限10万円）

- | | | |
|-------|---|---|
| 1 対象 | 令和2年4月～令和3年4月に実施した休業等※について、雇用調整助成金の支給を受けようとする中小企業者等 | ※ 令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間を1日でも含む貸金締切期間（判定基礎期間）が対象です。 |
| 2 補助率 | 2分の1（従業員20人以下の事業者は、10分の10） | |
| 3 補助額 | 1事業所当たり上限10万円 | |

◎ 申請期限を、令和3年7月31日（土）まで延長します。

事業のイメージ



その他の詳細

- (1) 対象者 次の①、②をともに満たす者
① 上田市内に事業所を有する中小企業者等
② 「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給を受けようとする者
- (2) 対象期間 令和2年4月1日から令和3年4月30日まで（緊急対応期間）に実施した休業等
- (3) 必要書類 ① 『申請支援補助金』の申請様式 ※1
※1 申請様式は市ホームページからダウンロードできます。
● ダウンロードできない場合は、下記まで。
② 雇用調整助成金の申請書類の写し
➢ 「休業実績一覧表」（小規模事業主用の申請の場合のみ）
➢ 「助成額算定書」又は「助成率確認表」
➢ 「支給申請書」（ハローワークの受付が確認できるもの※2）
● 小規模事業主用の申請の場合は、2ページ目（社会保険労務士の記名押印欄のあるページ）も添付してください。
※2 オンライン申請の場合は、申請後に自動送信される受付通知メールの添付をお願いします。
③ 社会保険労務士への申請依頼に係る「領収書」の写し 等

【問合せ先（提出先）】 ※感染拡大防止の観点から、原則、郵送での受付となります。

上田市役所 商工観光部 地域雇用推進課

ONE NAGANO

〒386-0012 上田市中央4-9-1 上田市勤労者福祉センター内

みんなでひとつに がんばろう信州

電話 0268-26-6023（直通） メール koyo@city.ueda.nagano.jp

Q1 上田市内に事業所がありますが、本社は他市町村です。この場合、本補助金の対象となりますか。

A1 本社の所在地が他市町村であっても、上田市内に事業所があれば対象となります。

Q2 対象期間を緊急対応期間に限定しているのは、どのような理由によるのですか。

A2 次の点を踏まえ、対象を緊急対応期間(令和2年4月1日から6月30日まで[※])に限定しています。

①令和2年4月に緊急事態宣言が発出されたため、同3月以前と比較して、休業等を実施した中小企業者が多く存在すると考えられること

②緊急対応期間において、「雇用調整助成金」の助成率が最大10分の10に引き上げられたほか、「緊急雇用安定助成金」(雇用保険の被保険者とならない方向け)の対象となることなどから、両助成金の支給を申請する中小企業者が多く存在すると考えられること

※国の緊急対応期間の延長に伴い、本補助金の補助対象期間を令和3年4月30日まで延長しました。

☛令和2年4月1日から令和3年4月30日までの期間を1日でも含む賃金締切期間(判定基礎期間)が対象です。

Q3 令和2年7月以降も緊急対応期間が延長された場合、本補助金はどうなりますか。

A3 令和2年7月以降も緊急対応期間が延長された場合[※]は、その期間に合わせて、本補助金の対象期間を延長します。 **※国の緊急対応期間が令和3年4月30日まで延長されました(A2参照)。**

Q4 当社は社会保険労務士との顧問契約に基づき、雇用調整助成金の申請を依頼する予定です。この場合、本補助金の対象となりますか。

A4 申請時の必要書類として、社会保険労務士への申請依頼に係る「領収書」の写しをお願いしております。この領収書により、緊急対応期間の休業等に係る雇用調整助成金の申請依頼に関するものであることが確認できることが必要です。詳しくは担当課までお問合せください。

なお、社会保険労務士の消費税申告において、仕入税額控除の対象となるため、領収書は消費税抜きの金額が分かるものの発行を依頼してください。

Q5 社会保険労務士に雇用調整助成金の申請を依頼したものの、不支給となった場合、本補助金の対象となりますか。

A5 ハローワークへの申請の結果、雇用調整助成金が不支給となった場合でも、社会保険労務士に申請を依頼したものであれば、本補助金の対象となります。

そのため、助成金の申請結果を待たず、本補助金の申請を行っていただくことができます。[※]

なお、実績把握のため、助成金の申請結果をお聞きする場合がありますのでご了承ください。

※ハローワークへの申請は、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に行う必要があります。

Q6 従業員20人以下の事業者は補助率が10分の10とのことですが、判定はどのように行いますか。

A6 申請時の必要書類である「雇用調整助成金 支給申請書」のうち、「対象労働者数」欄により判定します。なお、令和2年5月19日から開始された小規模事業主用の申請を行った場合は、「休業実績一覧表」の「従業員の数」欄により判定します。

Q7 社会保険労務士に複数回の申請依頼を行った場合、本補助金の申請手続はどのようになりますか。

A7 本補助金の申請は、1回ずつ、あるいは複数回分をまとめて行っていただくこともできます。ただし、いずれの場合でも上限は10万円となります。

Q8 本補助金の申請はいつまで行うことができますか。

A8 本補助金の申請期限は、令和2年12月28日[※]です。**※申請期限を令和3年7月31日(土)まで延長します。(当日消印有効)** なお、感染拡大防止の観点から、原則、郵送での受付となります。